

2025

月号

10 けんぽ 便り

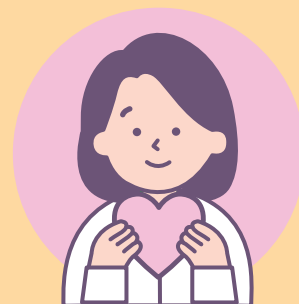
職場内で掲示・回覧を
お願いいたします。



全国健康保険協会 静岡支部
協会けんぽ

メンタルヘルス対策 始めませんか？

本年5月に労働安全衛生法が改正され、50人未満の事業所にもストレスチェックの実施が義務化されました。令和10年度までに施行されることとなっており、事業所におけるメンタルヘルス対策は、今後さらに重要となってきます。この度、協会けんぽではメンタルヘルス対策に取り組みたい事業所様に対し、職場でのメンタルヘルス対策に関する出前講座を無料で実施いたします。メンタルヘルス対策の専門家（日本産業カウンセラー協会）を講師として派遣いたします。なお、対面での実施が難しい場合には、オンラインでの実施も可能ですので、職場でのメンタルヘルス対策の実施を検討されている事業所様は、ぜひお申し込みください。出前講座は、年度内に30事業所（対面24事業所・オンライン6事業所）までとなっていますので、お早めにお申し込みください。



【出前講座の種類】

- ①「ラインケア（部下の心のケア）」研修（管理監督者向け）
- ②「セルフケア（自分の心のケア）」研修（全労働者向け）
- ③「ハラスメント防止（働きやすい環境づくり）」研修（管理監督者向け）

【出前講座の申し込み方法】

右の二次元コード（申し込みURL）にアクセスしていただき、申し込みフォームに必要事項をご入力ください。

お申し込み後、1週間以内に日本産業カウンセラー協会からご連絡いたします。なお、出前講座の実施を希望される日時の2か月前までにお申し込みください。また、お申し込みは年度内に1事業所1回のみとなります。



（Googleフォーム）

30事業所
限定

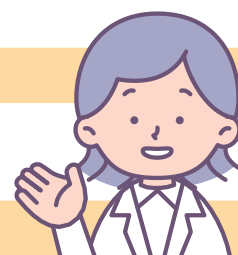
50事業所
限定

磐田市、掛川市、袋井市、森町の事業所様向け

磐田市、掛川市、袋井市、森町の事業所様向けに、
3回まで無料で事業所様に合った支援をいたします。
どのような事から取り組めばよいかわからない事業所様も大丈夫！
丁寧にサポートします！内容は以下をご参照ください。

この中から**3つ**選んで支援を受けることができます

- ①メンタルヘルス対策体制づくり・アドバイス
- ②ラインケア研修（管理監督者向け・部下の心のケア研修）
- ③セルフケア研修（全労働者向け・自分の心のケア研修）
- ④長時間労働対策体制づくり支援
- ⑤職場復帰支援体制づくり支援
- ⑥ストレスチェック導入・活用支援
- ⑦保健師による健康相談



お問い合わせ・お申し込みは

（本事業は下記事業者に委託しています）

働くみんなの保健室（担当：渡邊）

☎ 080-9111-0447

お申し込みは

watanabe@hatarakuminna.com

に以下の内容をご送付ください。

メンタルヘルスサポート申し込み希望
（とご記入のうえ）

① 事業所名 ② 担当者名 ③ 電話番号

健康保険給付の申請には期限があります

健康保険法における消滅時効は2年です

健康保険給付は、下欄の消滅時効の起算日から申請をしないまま2年が経過すると、給付を受ける権利を失います。事態発生後速やかにご提出いただきますようお願いいたします。



健康保険給付の申請期限

給付の種類	消滅時効の起算日
療養費	療養に要した費用を支払った日の翌日
高額療養費	診療月の翌月の1日
移送費	移送に要した費用を支払った日の翌日
傷病手当金	労務不能であった日ごとに、その翌日
出産手当金	出産のため労務に服さなかった日ごとに、その翌日
出産育児一時金	出産日の翌日
埋葬料（費）	亡くなった日の翌日（ただし、埋葬費については埋葬を行った日の翌日）

従業員の皆様へ

健康保険を使用できるのは、**退職日当日まで**です！

退職日の翌日以降に在職時の健康保険を使ってしまうと…

協会けんぽが負担した7割～8割分の**医療費を返納**いただくことになります。

返納金を発生させないために…

✓ **保険証※1及び資格確認書※2は、退職日に事業主へご返却ください。**



※1 保険証は、令和7年12月2日以降は返却不要です。
 ※2 資格確認書は、有効期限後は返却不要です。

✓ **退職後に受診する際は、健康保険の変更があることを医療機関へお伝えください。**

マイナ保険証で受診される場合でも、退職後しばらくは在職時の情報が医療機関側に表示されます。

ご自身の健康保険が切り替わっているかを、マイナポータルにて事前にご確認いただくか、受診時に医療機関へご確認いただきますようお願いいたします。

